

外部評価

令和元年度 事務事業自主点検シート

様式1-2

調書番号

9

事業名	住宅・建築物耐震化支援事業費		
細事業名	災害時避難路通行確保対策事業費補助金	財務コード	750315
担当部課室	県土整備 部 建築住宅 課 建築防災 担当 (内線)		7663

I 事業の概要

実施期間	始期 H26 年度 ~ 終期 R2 年度		
実施主体	補助(市町村)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 緊急輸送道路等の沿道建築物の所有者		その対象をどのような状態にして 建築物の耐震診断や、その結果に応じた耐震改修等の取り組みが進んでいる
			結果、何に結びつけるのか 地震発生時における緊急車両の通行、住民の避難路を確保
事業の内容 主にH30年度	<p>○事業概要 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある建築物(※)を対象として、耐震診断の実施が義務付けられ、また、耐震改修等についても努めるよう規定された。 県では、対象建築物の耐震化を促進するため、建物所有者が行う耐震診断、耐震改修事業等に補助する市町村に対して補助を行う。 ※建築物:昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、前面道路の過半を閉塞する恐れのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助先:市町村 補助額:事業種別に応じて、次のとおり。(補助対象限度額は、国の交付金額に準じている) <ul style="list-style-type: none"> ① 耐震診断 補助対象経費の1/4以内かつ市町村が補助する額から交付金を控除した額の1/2以内 ② 耐震設計 補助対象経費の1/6以内かつ市町村が補助する額から交付金を控除した額の1/2以内 ③ 耐震改修等 補助対象経費の1/6以内かつ市町村が補助する額から交付金を控除した額の1/2以内 実績:①耐震診断74件 ②耐震設計5件 ③耐震改修等15件 		
根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	29年度	30年度		31(R1)年度	R2年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	耐震診断の実施棟数	37	136	74	125	目標設定の考え方 耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた建築物を目標値とした。(各年度:未実施数/事業期間)
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			54.4 %		
成果指標	耐震改修等の実施棟数	4	16	15	16	データの出典等 予算書 補助事業の実績
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			93.8 %		
決算額又は予算額 (千円)	31,144		99,709	71,555	71,555	成果指標によらない成果 ・耐震診断結果の公表により、建物利用者や地域住民に対して、沿道建築物の危険性を事前に周知することが可能。
うち一財額	31,144		99,709	71,555	71,555	
所要時間(直接分)	115 時間		235 時間	393 時間	393 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	115 時間		235 時間	393 時間	393 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,114円 × 所要時間)	243		497	830	830	

III これまでの事業の見直し・改善状況

- 平成27年度に耐震設計の経費に対する補助を追加。平成28年度に耐震改修の経費に対する補助を追加。
- 国の補助制度延長に合わせて平成27年度、平成30年度と2度、報告期限・補助事業を延長。(当初)H28.3末 (現在)R3.3末

IV 活動量と成果の判断(平成30年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか 「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

数値判定 H30年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	※数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
C	C		

a:予定を超えた活動量がある(120%以上) b:予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c:予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d:予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか 「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H30年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方	※必ず記載すること
b	b	事業開始後は、制度に対する理解が得られない状況であったが、県・市町村・建築関係団体が連携して、所有者への説明を重ねた結果、制度に対する理解が進んでおり、耐震診断だけではなく、耐震改修工事や除却を行う所有者も増加するなど、耐震化に対して成果を上げている。 しかし、対象建築物の中には、規模が大きく、改修工事に対する費用負担や工事期間中に使用が制限されるという理由から躊躇する所有者も多く、検討や準備に時間が必要という市町村の要望を踏まえて、県では、国に対して支援措置の延長を要望するなど、所有者の負担軽減に努めてきたところである。 今後は、地域住民を対象とした「建築物防災出張講座」を通じて、地域の関心・理解を高めることや、継続して、所有者に対する丁寧な説明や適切な情報の提供に努めることにより、成果の向上が見込まれる。	

a:意図した成果を十分に上げている(120%以上) b:意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c:意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d:意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

V 見直しの必要性(令和2年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)

見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	平成30年度の活動指標は十分といえる達成率ではないが、大規模地震の切迫性が指摘されている中、建物所有者や利用者だけでなく、地域住民の避難活動等に必要な避難路等の確保は重要。 耐震化に当たっては、まずは報告義務のある耐震診断を進めいかなければならないことから、耐震診断の未実施者に対して、市町村・建築関係団体と連携を図りながら個別訪問を行うなど、粘り強く、耐震化の重要性を理解してもらう必要があり、県・市町村・建築関係団体で構成している「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用して、周知方法等について更なる見直しを行っていく。 なお、今年度は、工務店等を対象とした低コスト化工法の研修会を開催する計画であり、耐震性の低い建物所有者に対して改修工法の提案を行うなど、所有者が耐震化に取り組みやすい環境の整備にも努めていく。	

・「IV以外の判断項目」の欄

a:目的の達成 b:新たな課題への対応 c:対象の変化 d:ニーズの変化 e:法律・制度の改正 f:民間等実施 g:市町村等へ移管 h:外部委託 i:経費節減 j:類似事業と統合・連携 k:所要時間の縮減 l:プロセスの改善 m:その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

VI 見直しの方向(令和2年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	※「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に 記入		
予算編成後に 修正等		

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V 見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること

・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名：建築住宅課

細事業名：災害時避難路通行確保対策事業費補助金

調書番号：9

事業の内容を 細分化した 業務名		具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H30 所要 時間 (h)	H31 (R1) 所要 時間 (h)A	R2 所要 時間 (h)B	縮減等 B-A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)	
1 交付申請書の 審査・交付決定		申請書の受理・審査	随時	70	117	117	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
		交付決定処理	随時	24	40	40	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
							0			
							0			
							0			
(小計)				94	157	157	0			
2 実績報告書の 審査・額の確定		実績報告書の受 理・審査	随時	70	117	117	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
		額の確定処理	随時	24	40	40	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
							0			
							0			
							0			
(小計)				94	157	157	0			
3 精算払い		請求書の受理・審 査	随時	24	39	39	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
		支出命令書の作 成	随時	24	39	39	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため	
							0			
							0			
							0			
(小計)				47	79	79	0			
所要時間 (計)				235	393	393	0			

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「Ⅱ 事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)